

# デジタル経済社会における 個人と国家

東京大学大学院法学政治学研究科教授

六戸 常寿  
しんじょうじ



## デジタル経済社会の特徴

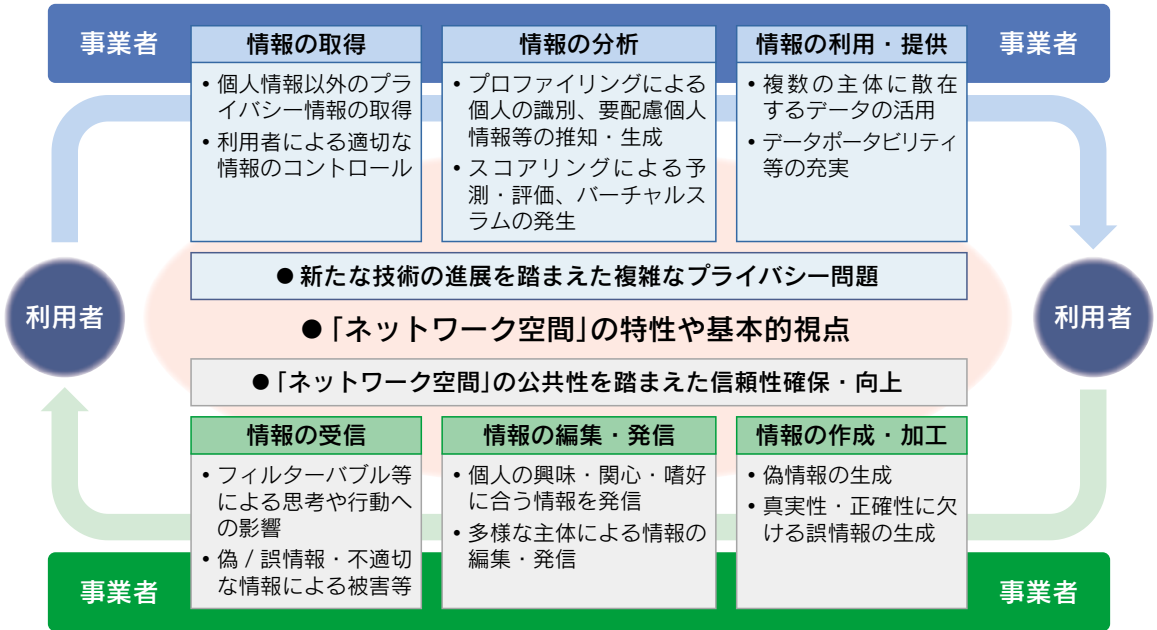
データの活用が進み、AIやロボットなどの新しいテクノロジーが日常生活に不可欠なものとなっていく中で、私達の経済社会を健全に維持発展させるためには、いかなる取り組みが必要なのか。この問いは、政府や国際機関だけでなく、自社の事業環境、さらには顧客や社会への責任という点で、企業にとっても重大な問題となりつつある。

この点で、持続的な経済成長と社会的課題

の解決を両立させるSociety 5.0が、官民共通の目標として掲げられてきたことは、適切な方向性であるように思われる。また、政府がデジタル庁の設置を中心とするデジタル行政改革に当たって、「誰一人取り残さない」「人に優しいデジタル化」を旨とする「デジタル社会形成10原則案」を打ち出していることも、高く評価出来る<sup>注1</sup>。この小論では、それらの詳しい分析は避けて、デジタル経済社会における「個人」の変容とそれに伴う国家の役割や機能の見直しについて、論点を素描したい。

サイバー空間とフィジカル空間の融合が進展する結果として、①あらゆる情報がデータ化され分析可能となる、②生成されるデータの量に対して、利用者の認知や注意力の限界があらわになる、③データがよりパーソナライズ化される、④データの収集・拡散が加速する、⑤データが流通する「アーキテクチャ」を通じてプラットフォーム事業者によるデータの管理が強まるなどの点が、デジタル経済社会の特徴として指摘されている<sup>注2</sup>。ここでは、このような変化が、社会の基本単位で

図表1 「ネットワーク空間」を取り巻く課題



ある「個人」に与える影響を考  
えてみよう。

### デジタル現存在への 配慮

私達の社会は、自律的で均質  
的な「個人」という近代的な理  
想がそのまま貫徹出来ないこと  
を認め、一定の修正を施しなが  
らも、なおそれを基本的な前提  
として組み立てられている。市  
場における自由競争を原則とし  
つつ、法が分野の特性や当事者  
の属性により一定の規制を行う  
のはその典型であろう。社会イ  
ンフラ(交通や都市、エネルギ  
ー等)の維持整備や、社会保障  
制度の運営も、自由な活動の手  
段の構築や格差の是正により、  
先の「個人」像を現実の社会の  
中にある程度実現しようという  
国家の構造的介入ということが  
出来る。

現実の人間と理想的な「個  
人」の間を架橋しようとするこ

種の国家の活動は、ドイツ公法学では  
「現存在配慮」(Daseinsvorsorge)と呼ばれ  
てきたが、最近では「デジタル現存在配慮」  
(Digitale Daseinsvorsorge)というキーワー  
ドが登場し、社会インフラである情報通信ネ  
ットワークへのユニバーサル・アクセスの保  
障等の多様な論点が議論されている。

この小論の関心からは、先に挙げたデジ  
タル経済社会の特徴との関係からすれば、デジ  
タル現存在としての個人の変容への対応が、  
重要であろう。サイバー・フィジカルを横断  
した空間において、自己の内面が把握される  
ことに加えて、あらかじめ「自己」が形成さ  
れてしまうととも、扱いきれない大量のデ  
ータに直面して合理的な判断を下すことが出  
来ず、アーキテクチャ上で提示される選択肢  
を選ばされるといふ恐れに、人間は直面して  
いるのである。

無論このような「先回りされる個人」は、  
それが信頼出来るものである限り、より個人  
のニーズに合ったサービスや社会に繋がる面  
があることは確かである。とはいえ、心地よ  
さや効率性と引き換えに、自律的な判断・決  
定の機会が失われるのであれば、デジタル経  
済社会が人間中心の社会であることを止める

図表2 現存在配慮と個人

|                               | 空間    | インフラ             | 基本的ニーズの充足方法 | 新しい権利   |
|-------------------------------|-------|------------------|-------------|---------|
| Society 2.0                   | 地域    | 都市、道路、水          | 共同体、慈善      | 国家への自由  |
| Society 3.0                   | 国     | 高速道路、鉄道          | 市場          | 国家からの自由 |
|                               |       | エネルギー            | 規制、社会保障     | 国家による自由 |
| Society 4.0                   |       | 情報ネットワーク         | 規制緩和、公正競争   | プライバシー  |
|                               |       | インターネット          |             |         |
| Society 5.0<br>=デジタル<br>現存在配慮 | グローバル | デジタル・<br>アーキテクチャ | イノベーション     | データ基本権  |

出所：宍戸常寿ほか「デジタル経済社会を支えるネットワーク空間の在り方に関する座談会」情報通信政策研究4巻1号(2020年)46頁

とともに、真に個人のニーズになかったイノベーションが生まれるかどうかも疑わしいであろう。

### 国家の役割と機能の見直し

このように考えれば、グローバルなデジタル経済社会においても、国家が「デジタル現存在配慮」を新たな役割として引き受け、それに向けて自らを組み替えていくことが求められることは明らかであろう。先に挙げたデジタル社会形成10原則案とデジタル庁の設置はそうした取り組みの一步と評価することが出来るが、現時点での議論は、なおマクロな社会形成といった総論と、そのために必要な基盤整備の方策にとどまっている。

「デジタル現存在配慮」のために今後必要なのは、何よりもデジタル経済社会の進展によりもたらされる人間の具体的なニーズや困難の多様性を把握し、それが個人の自律や尊厳にどのようなインパクトをもたらすのかを的確に、可能であればあらかじめ評価する仕組みの構築であろう。また、「生徒・学生」「子育て世代」「高齢者」などというような世代的の政策とは別に、今後の絶えざるデジタル経済社会の変化がもたらすリスクと、将来に

対する不安を払拭するよう、個人のライフサイクル全体を通じた政策の提言や見直しを行うプロセスが組み込まれることが望まれる。

このようなデジタル経済社会へ向けた行政改革の議論は既に始まっているが、立法と司法を巡る議論は殆ど手付かずの状況にある。

例えば、デジタル経済社会に関する政府の重要な計画を審議し批判することは、今後の国会の重要な任務となるだろう。また、司法制度の機能が、新しい紛争に的確に対応出来るよう向上しなければ、データ基本権等の新しい個人の権利を保証することは出来ない。

「デジタル現存在配慮」のための、立法・行政・計画・司法といった国家機能全体を通じた見直しが必要であることに注意を喚起して、この小論を閉じることにした<sup>(注4)</sup>。

(注1) 第2回デジタル改革関連法案ワーキンググループ(2020年10月28日)資料を参照。

(注2) 宍戸常寿・工藤郁子・クロサカタツヤ・庄司昌彦・山本龍彦「デジタル経済社会を支えるネットワーク空間の在り方に関する座談会」情報通信政策研究4巻1号(2020年)。

(注3) 経済産業省「GOVERNANCE INNOVATION: Society 5.0の実現に向けた法とアーキテクチャのり・デザイン」報告書(2020年)。

(注4) P H P「統治機構改革」研究会「統治機構改革1・5 & 2・0―次の時代に向けた加速と挑戦―」(2019年)も参照。